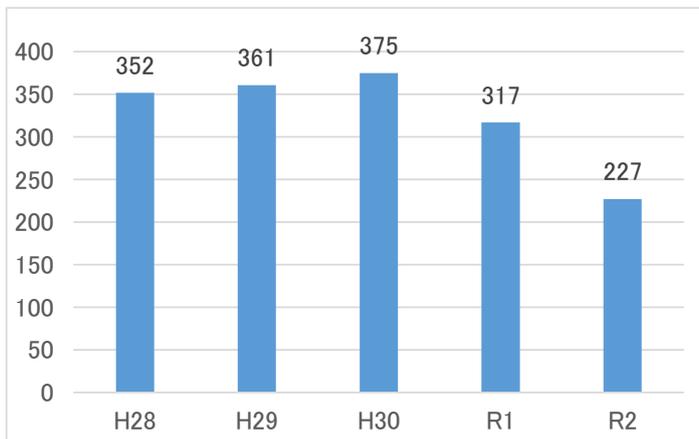


## 転居トラブルに注意

年度末は就職、転勤のシーズンで、賃貸住宅の退去に伴う原状回復や引っ越しのトラブルが多く寄せられる時期です。

- ▼住んでいたアパートを退去する際、特に汚したり、壊したりしていないのに、仲介業者から、畳替えとルームクリーニングの費用を請求すると言われた。これらの費用が敷金から引かれて、敷金の返還額は数百円だった。納得できない。(50代・女性)
- ▼ネットで引っ越しサービスの一括見積もりを申し込むと、業者が見積もりのために訪問してきた。他社の見積もりと比較したいと伝えたが、強引に契約を迫られた。後日キャンセルを申し出ると、引っ越しは1カ月後なのに契約金の3割を解約料として請求された。(30代・男性)
- ▼引っ越し中、事業者のミスで冷蔵庫とダイニングチェア2つに傷がついた。冷蔵庫は事業者が修理することで同意したが、ダイニングチェアについては傷をパテで埋める修繕をすると事業者は主張している。椅子1つで9万円ほどする高価なものだったので、修理対応では納得できない。(20代・男性)

賃貸住宅を退去する際、借り主には「原状回復義務」があります。原状回復とは、入居時の状態に戻すということではなく、借り主の故意・過失など、通常の使用方法を超える使い方によって生じた損耗や毀損を復旧することをいいます。従って、通常の使用によって生じた損耗などや設備の経年変化などによるものは貸し主の負担となります。借り主・貸し主の費用負担については、国土交通省の「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」に目安が示されています。



※県内の消費生活相談窓口寄せられた賃貸住宅及び引っ越しに関する相談件数(R2は12月末時点)

また、引っ越しサービスの契約をする際には、契約条件である約款の内容を確認し、補償条件や補償範囲についてしっかり説明を受けましょう。価格だけでなく、大切な荷物を運ぶ体制といったサービス内容を確認することが大切です。業者と口頭で約束したことも必ず見積書の余白などに記載してもらいましょう。引っ越しが完了したら、荷物の紛失や破損がないか、すぐに確認しましょう。

岐阜県県民生活相談センターの消費生活相談窓口では、訪問販売や電話勧誘販売、マルチ商法などでのトラブルや、身に覚えのない請求などの相談を電話又は面接で受け付けています。

電話：058-277-1003

月～金曜日8：30～17：00 土曜日9：00～17：00(電話相談のみ)

消費者ホットライン：☎(局番なし)188番(いやや!)

※188番は、お近くの市町村又は県の相談窓口につながります。